

みんなで創る

市民健康の森



▲なぜ今、「市民健康の森」か

川崎市は少子高齢化社会にむけて平成9年に全国に5き
がけ「かわさき健康都市宣言」をおこないました。阪神淡
路大震災の復興時に地域コミュニティの役割が高く評価
され、地球温暖化防止京都会議で都市の緑化が提唱さ
れました。

市民が市政への主体的な参加の促進と、市民と行政との
パートナーシップでのまちづくりが求められている中で「市
民健康の森」事業が考えられました。

▲「市民健康の森」の目的

川崎市各区内、市民と行政のパートナーシップによって
みどり豊かなうるおいのある街を創出していきます。

1. 緑の回復と保全そして創出
2. 健康とレクリエーションの場づくり
3. コミュニティづくりへの寄与
4. 都市環境の改善



《個人向け川崎市債》

川崎市民健康の森債

12月1日募集開始

募集期間：平成16年12月1日（水）～12月8日（水）
（募集期間中であっても、売り切れとなる場合があります。）

償還日：平成21年12月21日（月）

償還年限：5年（満期一括償還）

発行価格：額面100円につき100円

利率・利回り：11月30日（火）決定予定

利払日：毎年6月、12月の各21日（年2回）

募集期間：平成16年12月1日（水）～12月8日（水）

購入対象者：川崎市内在住または在勤の個人

購入限度額：お一人様500万円まで（購入単位は1万円から1万円単位）

発行日：平成16年12月21日（火）

取扱金融機関：みずほインベスターズ証券、野村証券、日興コーディアル証券、
大和証券、新光証券、三菱証券、UFJつばさ証券、
横浜銀行、川崎信用金庫

特典 購入者全員に「花の種」をプレゼントいたします。

川崎市民健康の森債

市債の購入により提供していただいた資金は、
かわさきの環境緑化に活用させていただきます。

発行：川崎市
対象事業：『市民健康の森』推進事業
発行額：20億円

1 安心です

川崎市が発行する債券で、利子や満期時の元金は川崎市がお支払いいたします。

3 マル優、特別マル優がご利用になれます

65歳以上の方、遺族年金を受給されている方、お体の不自由な方等は、マル優・特別マル優あわせて額面700万円まで非課税扱いにできます。（満期をマル優は、2020年1月から緑化債の固定・変動がなくなり、また、2020年1月以降は、それ以降の適用はなくなります。）

2 5年満期、確定利率です

5年満期で、利率は償還まで変動のない固定利率です。年2回の利息が受け取れます。

4 いつでも換金できます

ただし、価格は日々変動しておりますので、売却時の市場の金利等により、売却額が生じる可能性があります。また、売却時には手数料がかかることもあります。（満期日には額面で償還されます。）

※金融機関によっては、保護預け手数料が必要になる場合がありますので、購入の際は各取扱金融機関にお問い合わせください。

■かわさき7区の市民健康の森の概要



お問い合わせ・お申し込み